

議員提出議案

議案件名

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案

日本維新の会

国会対策委員長 遠藤



令和三年 月 日

議員提出議案

議案件名

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案

国民民主党・無所属クラブ

国会対策委員長

古川元

久

令和三年

月

日

議員提出議案

議案件名

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案

有志の会

吉良州司



令和三年 月 日

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案

右の議案を提出する。

令和三年十二月六日

提出者

足立康史
吉田豊史

田中健

賛成者

吉良州司	古川元久	鈴木義弘	浅野哲	山本剛正	三木圭恵	藤巻健太	中司宏	杉本和巳	小野泰輔	浦野靖人	池畑浩太朗	浅川義治	阿部司
	前原誠司	玉木雄一郎	岸本周平	吉田とも代	美延映夫	堀場幸子	馬場伸幸	住吉寛紀	奥下剛光	漆間譲司	一谷勇一郎	井上英孝	阿部弘樹
		長友慎治	斎藤アレックス	和田有一朗	岬麻紀	掘井健智	早坂敦	空本誠喜	金村龍那	遠藤敬	市村浩一郎	伊東信久	青柳仁士
		西岡秀子	鈴木木敦		守島正	前川清成	藤田文武	高橋英明	沢田良	遠藤良太	岩谷良平	池下卓	赤木正幸

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

第五十二条及び第五十三条 削除

(地方公共団体の減収を補填するために必要な措置)

第三条 政府は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十九条第一項及び地方税法附則第十

二条の二の九第一項の規定の適用がある場合においては、これらの規定の適用により生ずる地方揮発油税及び軽油引取税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことに鑑み、これらの収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(石油製品の価格の高騰による悪影響を緩和するための方策に関する検討)

第二条 政府は、現下の灯油、重油その他の石油製品の価格の高騰が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、暖房の用に供する灯油の購入に要する費用及び農林漁業の用に供する重油の購入に要する費用に係る負担を軽減するための措置の拡充その他の石油製品の価格の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するための方策の一層の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(石油製品に対する課税の在り方の見直し)

第三条 政府は、この法律の施行後速やかに、国民負担の軽減及び税制の簡素化を図る観点から、揮発油、軽油その他の石油製品に対する課税の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平年度約一兆六百九十億円である。

◎揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案 新旧対照表

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十四条 削除</p>	<p>（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）</p> <p>第四十四条 租税特別措置法第八十九条の規定は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p>

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第五十二条及び第五十三条 削除</p>	<p>附則</p> <p>第五十二条 削除</p> <p>（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）</p> <p>第五十三条 附則第十二条の二の九の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p>

**揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び
地方税法の一部を改正する等の法律案 要綱**

一 揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置の停止規定の削除

次の①及び②の規定を削除すること。

- ① 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止措置（租税特別措置法第89条）の停止）（第1条関係）
- ② 地方税法附則第53条（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置（同法附則第12条の2の9）の停止）（第2条関係）

二 地方公共団体の減収を補填するために必要な措置

政府は、租税特別措置法第89条第1項及び地方税法附則第12条の2の9第1項の規定の適用がある場合においては、これらの規定の適用により生ずる地方揮発油税及び軽油引取税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことに鑑み、これらの収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。こと。（第3条関係）

三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。（附則第1条関係）

2 石油製品の価格の高騰による悪影響を緩和するための方策に関する検討

政府は、現下の灯油、重油その他の石油製品の価格の高騰が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、暖房の用に供する灯油の購入に要する費用及び農林漁業の用に供する重油の購入に要する費用に係る負担を軽減するための措置の拡充その他の石油製品の価格の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するための方策の一層の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第2条関係）

3 石油製品に対する課税の在り方の見直し

政府は、この法律の施行後速やかに、国民負担の軽減及び税制の簡素化を図る観点から、揮発油、軽油その他の石油製品に対する課税の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。

（附則第3条関係）